

岡山市エコ技術研究会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び再資源化に関する調査研究及び技術開発を促進することを目的として、岡山市エコ技術研究会（以下「研究会」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下、「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物処理・再資源化に関する調査研究及び技術開発並びにリサイクル製品の利用促進に関する社会経済システム等の調査研究事業
- (2) 廃棄物処理・再資源化に関する技術開発を行う研究会の会員に対する支援事業
- (3) 廃棄物を中心とした環境問題に関する専門家の養成及び普及啓発事業
- (4) 第1号で得られた調査研究等の成果及び廃棄物を中心とした環境問題に関する情報発信事業
- (5) その他研究会の目的達成に必要な事業

(補助金額)

第4条 補助金額は、前条に規定する補助事業に要する経費のうち、市長が定めた額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、8月末日とする。

(補助金等の完了前交付)

第6条 規則第19条第1項ただし書きの規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助金の交付決定額が補助事業に係る全収入

額の100分の20以上の割合を占める場合とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。